
令和 5 年 第 1 回 芦屋町議会定例会会議録 (第 3 日)

令和 5 年 3 月 1 5 日 (水曜日)

議 事 日 程 (3)

令和 5 年 3 月 15 日 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 議案第 5 号 芦屋町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第 2 議案第 6 号 芦屋町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 3 議案第 7 号 芦屋町行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 8 号 芦屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 9 号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 10 号 芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 11 号 芦屋町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 12 号 芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 13 号 芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 14 号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 15 号 権利の放棄について
- 第 12 議案第 16 号 地方独立行政法人芦屋中央病院第 3 期中期計画の認可について
- 第 13 議案第 17 号 令和 4 年度芦屋町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 14 議案第 18 号 令和 4 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 議案第 19 号 令和 4 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 16 議案第 20 号 令和 4 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 17 議案第 21 号 令和 4 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 18 議案第 22 号 令和 4 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 19 議案第 23 号 令和 4 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 20 議案第 24 号 令和 4 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

- 第21 議案第25号 令和5年度芦屋町一般会計予算
- 第22 議案第26号 令和5年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第23 議案第27号 令和5年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第24 議案第28号 令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議案第29号 令和5年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第26 議案第30号 令和5年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第27 議案第31号 令和5年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第28 議案第32号 令和5年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第29 請願第1号 芦屋港のレジャー港化に関して地域懇談会の開催を求める請願について
- 第30 発委第1号 芦屋町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 小田 武人	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 横田 和雄	書記 梶山 未彩
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二

産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 欠 席 職 員 】 (なし)

【 傍 聴 者 数 】 2名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。日程第 1、議案第 5 号から日程第 29、請願第 1 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 横尾 武志君

報告第 3 号、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、横尾武志。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 5 号、満場一致、原案可決。

議案第 6 号、満場一致、原案可決。

議案第 7 号、満場一致、原案可決。

議案第 15 号、賛成多数、原案可決。

議案第 17 号、満場一致、原案可決。

議案第 18 号、満場一致、原案可決。

議案第 23 号、満場一致、原案可決。

議案第 24 号、満場一致、原案可決。

議案第 25 号、賛成多数、原案可決。

議案第 26 号、満場一致、原案可決。

議案第 31 号、賛成多数、原案可決。

議案第 32 号、満場一致、原案可決。

請願第 1 号、賛成少数、不採択。

以上であります。

○議長 辻本 一夫君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員会委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第8号、満場一致、原案可決。

議案第9号、満場一致、原案可決。

議案第10号、満場一致、原案可決。

議案第11号、満場一致、原案可決。

議案第12号、満場一致、原案可決。

議案第13号、満場一致、原案可決。

議案第14号、満場一致、原案可決。

議案第16号、満場一致、原案可決。

議案第17号、満場一致、原案可決。

議案第19号、満場一致、原案可決。

議案第20号、満場一致、原案可決。

議案第21号、満場一致、原案可決。

議案第22号、満場一致、原案可決。

議案第25号、賛成多数、原案可決。

議案第27号、賛成多数、原案可決。

議案第28号、賛成多数、原案可決。

議案第29号、満場一致、原案可決。

議案第30号、満場一致、原案可決。

以上であります。御報告終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第2、議案第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第8号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第9号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第10号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第11号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第11号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第11号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第12号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第12号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第9、議案第13号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第13号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第13号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第10、議案第14号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第14号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第14号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第11、議案第15号の討論を許します。

○議員 5番 信国 浩君

5番、信国です。議案第15号、権利の放棄について反対の立場で討論させていただきます。

この事案につきましては、現状を鑑みますと権利を放棄しようとする意図についてはある程度理解はできるものの、現在に至るまでの経緯についての資料が曖昧で釈然としない上での放棄の理由などが、著しく故人の名誉を傷つけるおそれがあります。また、今後このような事案が発生した場合において本案件が慣例となる危険性を含んでいるため、安易に終結すべきではない。いま一度、慎重に精査した上での結論を出すべきだと考えております。よって、反対するものであります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありますか。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

権利の放棄、議案第15号について反対の立場で討論に参加します。

町が権利を放棄することについてはやむを得ない状況かなと思っておりますが、その放棄の理由として「不法占拠を行った当事者が死亡しており」という文言の「不法占拠」という表現の信憑性が低いのではないかと。私は相続人の1人の方と——その方も亡くなられておられますが、数回相談を受けたことがあります。その内容は、戦前、ボートドック建設の際に遠賀川最下流の浜崎ですね、ボートドック建設、そのときに浜崎の遠賀川の最下流の土地を、そこは小さいなが

らでも造船所を経営されてた。その造船所の場所がですね、ボートドック建設のために土地を数十坪取られると。そういうことから町といろいろ相談した中で今問題になってる唐戸のほうにですね、移転せざるを得なかったというようなことで、代替地としてそこに長く土地を借りた状態で造船所を営んでおられたと。

で、その当時の方も亡くなられ、遺族に対して撤去の申入れを町は行ってきたようですけど、その建物も不法の建物であるという理由づけで強制的に撤去された。この「不法占拠」という言葉は、亡くなった方や今現在おられる遺族の方々に対してあまりにも理不尽な言葉であり、表現であり、冒瀆するようなものであると。この文言に対して、私は反対せざるを得ません。このような強硬的なことをやられることについて非常に不可解な感じがするわけですけども、このような手段をもってやるとするならば、あの例の農業用水路無断埋立てについてはそういう対応でしてほしかったと、このように思っております。今の問題は追加として話をしております。

以上で、私は反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、おられますか。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

賛成の立場でちょっと討論しましょうかね。

今、反対された御二人は、総務財政委員会で権利の放棄についても議論してありますが、「大方のことは、いいとする。」と、何か訳分からんことを言うとります。

あなた方2人は、あそこの山鹿の山本さんの土地を芦屋町はどれだけ便宜を図って貸し与えておるか、そういう歴史も知らずにね、何か「名誉を傷つけとる。」とか。名誉を傷つけられとるのは芦屋町のほうやん。そして600万何かしらの債権を放棄するに当たってはね、まだまだ残った遺族の方もおられるからね、請求はしていいんですよ。請求はしていいんですけど、それをしたとすると長々と裁判をせないかん。もうほとんどの遺族の方は、そんなことがあったことも知らないというようなことでね、現在に至っております。

それから、不法占拠しとって名誉を傷つけたって、どういうことなん。その端には、また農業用水路のことを蒸し返そうとするような魂胆が見え見え。そういう議員は、私は言語道断と思いますよ。長いことかかった歴史がある芦屋町のことでですから、いろんなことがあります。我々は計り知れないところが多数あった事件であります。そういうことも知らずにね、何かかっこいい口先ばかりの反対討論をするということは、今後やめてもらいたいです。

終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１１、議案第１５号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第１５号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第１２、議案第１６号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１２、議案第１６号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第１６号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第１３、議案第１７号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１３、議案第１７号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第１７号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第１４、議案第１８号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、議案第18号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第15、議案第19号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、議案第19号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第19号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第16、議案第20号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第20号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第17、議案第21号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１７、議案第２１号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第２１号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第１８、議案第２２号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１８、議案第２２号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第２２号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第１９、議案第２３号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１９、議案第２３号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第２３号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第２０、議案第２４号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第２０、議案第２４号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第21、議案第25号の討論を許します。まず反対の方から、信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

議案第25号、令和5年度芦屋町一般会計予算について反対の立場で討論させていただきます。

歳入の部においてですね、モーターボート競走事業収入から一般会計へ7億円ほどの振替がございまして、町民にとっては非常にありがたいことだと思っております。しかしながら、その内訳については競艇収益まちづくり基金へ2億円、公共施設等整備基金へ2億円とあり、実際に使用できるものが3億円とありました。

7億円については全額を使用すべきだとは決して言いませんが、双方の基金総額が22億円ほどもあり、そのほかにも基金等がある中で妥当とは思えません。また町民の方々におかれまして、7億円もの振替があるのにもかかわらず、なかなか恩恵が見えないという意見もございました。町民の要望はたくさんありますが、その要望に応えるべくもっと有効な活用をすべきだと思います。よって、反対するものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

次に賛成の方、本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

おはようございます。6番、本田です。

議案第25号、令和5年度芦屋町一般会計予算について賛成の立場で討論します。

一昨日の3月13日から、マスク着用の判断が個人の判断となるまでにコロナ感染症が落ち着いてきました。この3年間、執行部におかれましてはコロナ関連において不意に大きな支出を伴う場面もあり、予算措置について苦慮されたことと思います。令和5年度の予算に関しては必要な部署には手厚く配分され、芦屋町独自の支援にも効果が期待できる予算となっております。

収入では町税であります町民税、固定資産税の増額や、近年増加傾向であります芦屋町ふるさと応援寄附金の返礼品の充実も相まって、増加傾向であります。支出では、地域の子供対策として子ども食堂補助金の増額が計上され、商工費では地域の購買力の補完となる商工会補助金の計上や、都市計画費ではタウンバス待合時におけるスマホでのバスの走行状況の確認ができるバスロケーションシステム業務委託等、地域住民の方が待ち望んでいる要望を予算に反映させ、実行していく内容となっております。それ以外にも多数の案件が住民目線となっていることを踏まえ、令和5年度の予算は最小の費用で最大の効果が得られる費用対効果もあり、評価できるため賛成

とします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか反対の方、川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第25号、令和5年度芦屋町一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

反対する理由は、マイナンバーカードに関連する予算が組まれていることです。国はマイナンバーカードの普及が進まない中で、カードをつくっただけでマイナポイントを5,000円付与するという普及策「マイナポイント第2弾」を進め、さらに1万5,000円分を上乗せした2万円分のポイント付与を行い、申請期限も令和5年2月末まで延長しました。

マイナンバーカードは運転免許証との動きと合わせ、2024年秋には健康保険証を原則廃止してカードとの一体化を目指し、国民の誘導を強化し、カードの取得をあおりました。現行保険証を廃止後、カードを持たない被保険者に対しては資格証明書を発行して、保険診療を受けられるようにするとしています。しかし、忘れたり病気で更新手続きができなかったりすると、保険料を払っていても保険診療が受けられないおそれがあります。国はさらに個人の預金口座のマイナンバーへのひもつけにより、国が所得資産、社会保障給付費を把握し、徴収強化と社会保障の削減を進めようとしています。マイナンバーカードは氏名、生年月日など極めて秘匿性の高い情報を蓄積するものであり、万全なセキュリティは不可能なことから、情報をひもつけすればするほど漏えいの範囲が広がることになります。

住民の個人情報漏えいという危機にさらしかねないマイナンバーカードには反対ですから、議案第25号に反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

賛成の方おられませんか。反対の方。（「賛成討論」と呼ぶ者あり）はい賛成どうぞ、横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

賛成の立場でね——討論したくないんですけどね。

もうあきれ返るね、この議会は。なにになに、「競艇場の売上金が町民に行き渡ってない。町民に寄与してない。」、どこを見てそんなことを言iyorんか。平成15年ぐらいから競艇場も大変な時期がありましたよ。もう大体ね、議員になって芦屋町の歴史ぐらいは少し頭に入れとってもらわんとね。恥ずかしいよ。

今、競艇場は7億円か基金を一般会計に入れて、積立金としていろいろ使っております。今から15年前の平成15年～20年以降までの競艇場の苦しさを知らんでしょ。今、競艇場があるから、この2～3年の芦屋町民はコロナで物すごく感謝しておりましたよ。補助金が出てね。誰

が一生懸命そういうことしよるん？競艇場の職員でしょうもん。君たちは何でもかんでも反対すればかっこいいと思っとるんやけど、あほな議員はそういうことばかり言う。競艇場のことも何も勉強してない、舟券1つも買いきらんような議員がね、何を言うかと。まだまだほかに、町長の一言でまだ基金は上がると思いますよ。でもね、やっぱし競艇場は競艇場でプール金は持つとかんと、いろんなことが——工事があるんやから、全部が全部っちゅうわけにはいかない。

そういうことをちょっと考えてね、今後のね、どうせ総務財政委員会の担当所轄になると思いますが、ちゃんとした議論をして、それから賛成しなさい。どれだけ競艇場の視察にも行ったでしょう。そういうことも分からずに、この1日や2日の議論でいろんなことを言うべきではない。少し勉強して、皆さん次の選挙に打ち勝ってね、立派な議員になって出てこな、駄目だよ。分かりました？終わります。

○議長 辻本 一夫君

次は反対の方、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

議案第25号、令和5年芦屋町一般会計予算に反対の立場で討論に参加します。

3点ほどありますが、1点目に入ります。この場合は言論の府と言われてる神聖な議会でありますので、様々な御意見があってしかるべきだと思ってます。そういう意味で説明をしていきます。

芦屋港活性化推進費として約1億1,400万円が計上されております。内容として業務委託料、その内訳の2つにですね、Web3基盤構築業務委託、そしてDMO支援業務委託として新たに計上されています。先日の川上議員の一般質問に対する課長の説明を聞いてDMOの内容についてはある程度理解をいたしましたし、また私は私なりにネットを通じて調査をしました。

「DMO」とは、ダブリますけれど「観光地域づくり法人」の頭文字です。地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的なアプローチを取り入れた観光地域づくりを行うかじ取り役となる法人を設定するということですね。地域の関係者とは何かというと商工業者、農林事業者、文化財、国立公園、宿泊事業者、飲食店、地域住民、アクティビティ（体験滞在型の観光コンテンツの整備）、交通事業者、地方公共団体との地域の関係者が主体的に参加した体制を構築するものだということを知りました。また、Web3とは次世代の分散型インターネットの時代という新たな概念と言われているが、現在のインターネットでは日々の大量のパーソナリティデータが収集されマーケティングデータとして利用されてきているが、プライバシーを侵害することや情報漏えい事故につながるものがあるとして、現在の中央集権的なインターネット環境から分散型の環境へと切り替えるためのWeb3という新しい概念であるということも言われています。

今回初めて問題提起されたようで私なりにネットを通じて学んだわけですがけれども、調べれば調べるほど、学べば学ぶほど奥が深く、興味深い内容であることは理解できました。しかしこの

2つは大都会、あらゆる情報を持ち合わせている——課長の答弁では八女市とか新宮町、北九州市、うきは市、こういうような大きな町ではですね、都市圏そういうところでは適用される内容であるかも分かりませんが、芦屋町は陸の孤島と言われて小さな人口であり、少子高齢化で人口が激減しているような状態の中で、しかも芦屋港という小さな港にこのDMOとかWeb3を新たに導入するために、委託料として大金をつぎ込むだけの経済効果があるのだろうかという点に非常に疑問に思っています。そういう意味でこの点についてもですね、問題がありますから反対したいと思っています。

次に2つ目は教育費、学校管理費の報償費として部活動外部指導員の謝礼金が28万円。何とスズメの涙程度の金額ではないでしょうか。現在、中学校の部活動は13あります。そのうち7つの部活動は、外部指導員の方と担当教員と連携協力しながらクラブ活動を行っている模様ですが、謝礼金として28万円が計上されています。この計算は今現在7人の方が指導員として、しかも日数が30日を超えた場合、4万円と。4万円掛け7人で28万円です。

30日以内の方がおれば2万円ということですけど7名の方が30日を超えた場合、4万円で28万円と。これ、年間30回で計算するとですね、1回1時間じゃなくて2時間ぐらいは子供を指導されると思うんですが、時給に換算すると650円です。年間の週の数はいくつあるかとして、12か月ですから48週あります。指導員の方が毎週1回だけ学校に出向いても48回になるわけで、これを時給に換算すると415円です、2時間出勤してですね。指導員の方が週に最低2回ぐらいは来られると思うんですが、日数は96日になりますから時給で換算すると205円です。ボランティア精神の下で、わざわざ学校に来られて指導をなさるんですけど、ボランティア精神に甘えてはならないと思うんです。

じゃあ残りの6つの部活動はどうされてるかというのと、外部指導員がいなくて積極的に人探しを行っておられるようですが、人探しを行う学校職員にしろ一般の方でもですね、謝礼がスズメの涙程度であれば、ボランティアに参加していただいけませんかという力が入りようもないと思うんですね。そういう意味で、この問題は教職員の過重労働時間の軽減を図るために、部活動外部指導員のボランティアを要請しているわけですから、もう少し値上げしてもよかったんじゃないかと思います。そういう意味で、部活動外部指導員謝礼28万円はあまりにも低過ぎる。5年度について予算28万円をオーバーしても、指導員との協議の下に倍額の50万円以上の実績を行ってもらいたいというふうな気持ちで反対しております。

もう1つ、最後はモーターボート競走事業収入として7億円が一般会計に繰り入れられてることは喜ばしいことです。この5～6年前からですね、年々7億円に上がってきておりますので喜ばしいことではありますが、芦屋町競艇収益まちづくり基金条例には、「モーターボート競走事業の収益金を原資とし、将来にわたり福祉・教育分野において持続可能なまちづくりに資するため、

芦屋町競艇収益まちづくり基金を設置する。」とあります。そういう意味で7億円という計上については、いろいろな形で町の活動に使われてきたことについては喜ばしいと思うんですが、今、モーターボート競走事業の予算書、予定の貸借対照表によれば、利益積立金は約99億円あります。当年度純利益は56億円。合計155億円の利益があるとされてます。建設改良積立金は、別に約153億円が予定として計上されています。

そういう意味で、もう少し将来にわたり福祉・教育分野において持続可能なまちづくりをするためにも、この競艇収益金を一般会計に繰り入れるためにですね、もう少し予算化してもらいたかったと。そういう意味で財政部局や企画課は競艇事業部局と相談の上で、もう少し2～3億円ぐらい、合計10億円ぐらいの調達をすべきではなかったかという意味で反対討論いたします。

今、横尾議員が「過去の歴史を知っておくべきだ。」というようなことを言われましたが、私も十分にその辺のところについては認識した上で、この問題について討論いたしました。

以上で、この令和5年度芦屋町一般会計予算に反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第21、議案第25号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第22、議案第26号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第22、議案第26号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第23、議案第27号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第27号、令和5年度芦屋町国民健康保険特別会計予算の反対の立場から討論いたします。

令和5年度の保険料を据え置くことには評価をいたします。しかし、国民健康保険料は協会けんぽなどと比較しても保険料が高過ぎて払えないという住民の声が、私たちの町民アンケートの中にたくさんありました。町も苦慮しながら、保険料引上げの抑制に取り組んでいることと思います。

本来、国の責任で保険料を引き下げるために国庫負担を増やす必要があるにもかかわらず、保険者努力支援制度で自治体の努力を締めつけること自体、安心して医療を受けるための社会保障制度としての国民健康保険制度の目的から外れていると言わねばなりません。さらに、国保の広域化により国や県が町からの繰入金をなくそうとしていることは、さらなる保険料の引上げとなります。高過ぎる保険料は滞納につながり、自治体財政に負担を生じます。

長引くコロナ禍と物価高騰の中で生活破壊を食い止め、国保危機の加速を止めるため町の一般会計からの繰入れを増やし、国保の保険料引下げを行うことを求めて討論いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第23、議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第24、議案第28号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第28号、令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

福岡県の後期高齢者医療の保険料は令和3年で8万2,509円となっており、制度発足直後に比べると1万円近く上がっています。当初から指摘されていた上がり続ける保険料という問題が現実となり、均等割や賦課限度額も引き上げられました。「高齢で収入が増えることのない被保

険者の保険料が、こんなに上がるのか。」と不安の声も上がっています。

国や県は後期高齢者人口の自然増にもかかわらず交付金を十分に増額せず、保険料の上昇抑制は広域連合の独自の努力のみに任せてきました。また、後期高齢者の窓口負担は1割から2割に2倍化されました。これにより、さらなる受診控えが懸念されます。後期高齢者医療制度は廃止し、元の老人保健制度に戻すことを求めて討論いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第24、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第25、議案第29号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第25、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第26、議案第30号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第26、議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第27、議案第31号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第27、議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第28、議案第32号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第28、議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第29、請願第1号の討論を許します。反対の方おられませんか。おらんね。では、賛成の方どうぞ。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

請願第1号について賛成の立場で討論させていただきます。

本件については今後の町の発展を大きく左右させる事業であり、私も船にも乗り、いろいろなマリンスポーツを経験してきましたので大いに期待するところであります。

そこで、船をお持ちの方々や町民の方々にお話を伺いましたところ、「期待はされているものの説明がなく、詳細については分からない。」とか、「使い勝手はよいのか、安全性はよいのか。」と

か、「何度も変更されているようだが、結局はどのような施設なのかが分からない。」などといった意見がございました。つまり、全体像が見えないために不安を抱えている方々が多く、そのために意見交換をしてほしいとの思いからレジャー港化についての早い時期での懇談会を求められているのだと思います。

ここで言うところの懇談会とは、いろいろな文献がございますが、ある文献によりますと「一般的には、ちゃんとした話し合いをする集まりを意味し、結論を出すことが求められる。」と記載されておりました。しかしながら、行政としては「レジャー港化が進んでいる現状においては、懇談会はしない。今後、説明会は実施する。ただし、説明会については現在、個々の問題が未解決の部分があるため、その個々の問題が解決した時点で説明会を実施する考えだ。」と伺っております。ということは、「全てがほぼ出来上がった時点で説明する。」と言っているように聞こえるのであります。

したがって、行政の言わんとするところもある程度理解はできますが、よりよい事業として今後に残し生かしていくためには利用者及び関係者の声はもとより、共に支え歩いていく町民の方々の意見などをしっかりと反映させる必要があります、そのためには多くの町民の意見を聞くべきであると考えます。「説明会」だ「懇談会」だとかこだわる必要はなく、都度説明を実施すべきだと考えます。よって、請願の求める要望について賛成いたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、おられませんか。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

反対者はないですね。（「反対ばかり。賛成はおらん」と呼ぶ者あり）反対がなけりや賛成しかない。

請願第1号、芦屋港のレジャー港化に関して地域懇談会の開催を求める請願について、賛成の立場から、また紹介議員であるということですので、賛成討論に参加します。

先日の川上議員の一般質問においてもですね、「もう町民への周知は行われている。」と、「広報も13回行っている。出前講座も3回やっている。」と。また、「遠賀漁協の方の説明も、20名前後の方での説明会もやった。しかしながら住民説明会は、いずれはする必要があると考えてます。」ということでした。

それで、もともとですね、広報にしても出前講座にしてもですね、情報が一方通行なんですね。ただ、分厚いレジャー港化の基本計画の説明をされるだけで、それに対する質疑はあったとしても、それに対する意見とか要望なんか受け付けられないんですね。この出前講座の3回のうち1回は私たちのグループである「芦屋の海を考える会」、それから「芦屋町の自然を守る会」、ほか

3つだったかな、2つで行ったんですね。そのとき30名ぐらいの方が参加されてました。ところが、「この意見は受け付けられない。」とか「要望もできない。」ということであるから、45分間の予定が1時間半になって混乱した部分がありまして、私は議員として参加してましたから、それをどうまとめるかというか、収束するかということで精いっぱいでした。

このようにですね、参加されてる方たちは「非常に分からない。」「なぜこういうことになるのか。」「こういう面についてはどうなるんですか。」という質問については一切受け付けられない中でですね、進行していったわけですけど、そういう意味で今回、町が先日言われた住民説明会というのは恐らくそのようなものだろうと思うし、実際もう工事着工寸前の話だろうと思うから、町民の意見や要望が受け入れられないような状況に置かれた状態で進めていかれると思うんですね。しかもこの住民説明会というのは恐らく山鹿地区、中央公民館、東公民館、その3か所だろうと思うし、ないしは1か所かも知れませんね。そういうようなことで、町民の声が反映できるようなものじゃないと思います。そういう意味ではですね、以前、中央病院建て替えのときにはそういう住民説明会ではありましたけれど、非常に参加者が少なかったという関係で地域懇談会をやったじゃありませんか、20数回ですね。場所は合併したところもありましたけど。

そういう意味で、そういう地域懇談会をしていただきたいということなんですが、この「地域懇談会と住民説明会の違いは何ですか。」ということで、総務財政委員会で質問がありました。それで私が答えたのは、これは皆さん方も御存じと思いますが、芦屋町住民参画まちづくり条例ですね。この中に、はっきりとうたっています。地域懇談会を催すことができるということです。この地域懇談会という言葉でもってやられていると思います。それで、町としてもまた町長としても、住民参画まちづくり条例の中で十分に説明する義務がある。また、住民は参画する責任と義務がある。そういうような中で、この大型プロジェクト、36億円をはるかに幾らか超えるでしょうけど、そういうような大事業であるプロジェクトをですね、単なる1回だけの住民説明会で終わらせてはいけません。やはり地域における懇談会を行いながら、膝を交えながら様々な意見を聞き取るいい機会だと思うんですよ。これは町の行政と住民が一体となった形で、賛成であれ反対であれ様々な意見を交換する場、1つの事例ではないでしょうか。そういう意味で、この請願者はそのような趣旨で地域懇談会を開いていただきたいと。また、議会としても議員としても当然、町民の負託を受けています議会としても、そういう地域懇談会を開いて話を受け止めていただきたいと。

議会は議会基本条例にしろ住民説明会にしろ、そういうことについては今コロナの関係でできないけれど、前向きに検討していこうという方向性がありますから、いいチャンスではなかろうかと思ってます。ぜひ、この請願書を受け付けられてですね、前進していこうではありませんか。

以上で、賛成討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、おられませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

請願第1号に対する賛成の立場から討論いたします。

3月3日の本会議の私の一般質問で、芦屋港のレジャー港化についての住民説明会を求める質問に対して「住民説明会を開催したい。」との答弁がありました。その中で私のほうとしては、年内の早い時期での開催、そしてまたローリングや変更、そういったことができる状況の中でということをお願いしてたわけなんですけど、開催するのであるなら同様の趣旨である地域懇談会の開催についても行うべきだというふうには考えます。

町も議会も町政に関する情報は十分に住民に公開すべきというふうに考えますので、この請願に対して賛成をいたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第29、請願第1号について、委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決をいたします。原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成少数であります。よって、請願第1号は原案を不採択とすることに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査について、それぞれ再付託の申出があつています。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

ここで、新たな議案が提出されております。日程第30、発委第1号を議題といたします。

お諮りします。日程第30、発委第1号については議会運営委員長より提出されたものであります。この際、提出者の趣旨説明、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論を行った後、採決

を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第30、発委第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、発委第1号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

_____ . _____ . _____

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和5年第1回芦屋町議会定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れ様でございました。

午前11時07分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員